

# 経 済 建 設 常 任 委 員 会 日 程

令和 2 年 3 月 5 日

午前 10 時 本会議場

## 1. 委員長あいさつ

## 2. 会議録署名委員の指名

## 3. 議 題

- (1) 議案第 11 号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 12 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、  
第 1 表歳入歳出予算補正の内  
歳出 4 款衛生費の内 1 項 6 目及び 2 項、5 款農林水産業費、  
7 款土木費、10 款災害復旧費の内 2 項、  
第 3 表繰越明許費補正 1 追加の内 7 款土木費、  
第 4 表債務負担行為補正 1 追加の内 (128)
- (3) 議案第 25 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、  
第 1 表歳入歳出予算補正の内  
歳出 5 款農林水産業費、7 款土木費、  
第 2 表繰越明許費補正 2 変更の内  
5 款農林水産業費、7 款土木費
- (4) 議案第 16 号 令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- (5) 議案第 17 号 令和元年度八街市水道事業会計補正予算について
- (6) 議案第 22 号 令和 2 年度八街市下水道事業会計予算について
- (7) 議案第 23 号 令和 2 年度八街市水道事業会計予算について

## 経済建設常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月5日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	角 麻 子
	閉 会	午前11時41分	副委員長	小 澤 孝 延
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	角 麻 子	出	桜 田 秀 雄	出
	小 澤 孝 延	出	山 田 雅 士	出
	林 修 三	出	小 川 喜 敬	出
委 員 外 議 員	議 長 鈴 木 広 美	出		
委 員 会 に 出 席 し た 事 務 局 職 員 職 氏 名	事 務 局 長 岡 本 博 之		主 査 須 賀 澤 勲	
	主 査 補 吉 井 博 貴		主 査 嘉 瀬 順 子	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	副 市 長 鵜 澤 広 司		経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一	
	建 設 部 長 江 澤 利 典		農 政 課 長 相 川 幸 法	
	環 境 課 長 櫻 井 誠		ク リ ー ン 推 進 課 長 土 屋 武 志	
	道 路 河 川 課 長 中 込 正 美		都 市 計 画 課 長 柿 沼 典 夫	
	都 市 整 備 課 長 和 田 暢 祥		下 水 道 課 長 中 村 正 巳	
	水 道 課 長 海 保 直 之		そ の 他 関 係 職 員	
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

## ○角委員長

ただいまから経済建設常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に小澤孝延委員、小川喜敬委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり7件です。

議案第11号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

## ○柿沼都市計画課長

それでは、議案第11号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

付議案の25ページから29ページをご参照願います。

今回の条例改正につきましては、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、国からも公営住宅管理標準条例も示されたことから、八街市営住宅管理条例の一部に所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な点について説明させていただきます。

初めに、第10条の入居の手続で市営住宅は住宅に困窮する低額所得者への住宅提供を目的としており、連帯保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であることから、市営住宅への入居の際に入居要件である連帯保証人の確保を削除することにより、連帯保証人を求めないこととするものでございます。

次に、第13条の家賃の決定で、市営住宅の家賃は毎年度見直しを行っておりますが、この際、入居者から提出を求めている収入申告に関して介護保険法第5条の2、第1項に規定する認知症の方、知的障害者福祉法による知的障害者の方、公営住宅法施行規則第8条第3項の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の方で、収入の申告をすることが困難な事情にあると認められる方については、収入申告義務を免除し、公営住宅法第34条に基づく収入調査により把握した収入に応じた家賃を課すこととするものでございます。

次に、第18条の敷金で、民法の一部を改正する法律により、賃貸人は敷金の未履行の債務の弁済に充てることができることとする規定が新設されたことに伴い、その旨を明記することとするものでございます。

次に、第20条の修繕費用の負担で、市の修繕費用の負担については公営住宅法第21条及び公営住宅法施行規則第10条に規定されておりますが、その市の費用負担義務の範囲は最小限度であり、義務の範囲をこれよりも縮小することは違法であると解釈されており、市が定めるものについては具体的な内容としなければならないことから、市負担分と入居者負担

分の負担区分を明確にするものでございます。詳細につきましては、八街市営住宅管理条例施行規則で定めることとしております。

また、そのほか改正の主な点に伴います文言等の文書の整理及び言葉の表現の改正を行っております。

以上で、議案第11号、八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○角委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

**○小川委員**

それでは、2点ほど質問させていただきます。

連帯保証人の確保、こちらの削除される理由をお尋ねします。

**○柿沼都市計画課長**

保証人につきましては、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえ、今後、市営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されます。これにつきましては、国からの通知もございます。県の方針といたしましても、連帯保証人を求めないということ、あと、千葉県弁護士会からの方もこのような単身の方等増えてくるのが予想されますので、求めないようにしていただきたいという意見書の方もいただいております。そのような点も含めまして、検討した結果、連帯保証人を求めないこととするとしたものでございます。

**○小川委員**

ありがとうございました。

また、修繕費用の負担区分、こちらの方、市負担と入居者負担を明確にとありますけれども、こちらにも具体的に説明していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

**○柿沼都市計画課長**

入居者区分につきましては、今度の民法の改正により明確にするようにというふうになっております。それにつきましては、入居者の通常損耗分として、畳、ふすま等につきましては、退去の際には修繕していただきたいということで、規則の方を改正する予定でございます。

**○小川委員**

ありがとうございました。

市民のためによりよい住宅環境を整えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**○角委員長**

ほかに質疑はありますか。

**○桜田委員**

今回の改正、これは連帯保証人を廃止をする、それが主な内容になっておりますけれども、この問題については、過去、国の方から3回ほど通知が出ていると思うんですね。今回、よ

うやく民法が改正をされて、ようやく改正に至ったと。そういうことでは、大変、歓迎をしたいと。

私も、今、説明の中でいわゆる1人暮らしの身寄りのない人が云々という話がありました。でも、保証人というのは、私も都営住宅に長年住んでいまして、若くても保証人を探すのは大変なんですよ、今ね。そういう流れの中でようやく提案をされたということは大変うれしいんですけども、国土交通省が2018年に調査をいたしました。この中で公営住宅のある1千674自治体のうち、2割にあたる366自治体が希望者が保証人を確保できなくて入居できなかった、あるいは諦めたという、こういう事例が回答されておりますけれども、本市ではそのような状況にあるのでしょうか。

#### ○柿沼都市計画課長

改正前の条例でいきますと、連帯保証人の方を求めるような形になっておりました。その中で、入居の相談とか窓口の方に来られる方、多くいます。その方につきまして、丁寧に説明して、やはりその中では連帯保証人の話も出てくると思います。その説明をいたしまして、入居の申請時点に関しましては、連帯保証人を選定することができなくて諦めた方はいません。申請に関しては全ての方が連帯保証人の方を連署して申請の方をいただいている状況でございます。

#### ○桜田委員

この前の議案質疑の中で、もう話がありましたけれども、基本的に保証人を求めないと、こういう流れの中で求められる場合もある。保証人を求める場合があると、こういう答弁があったように記憶をしていますが、それはどういう状況の場合においてあるのでしょうか。

#### ○柿沼都市計画課長

本市におきましては、この条例改正で連帯保証人を求めないこととすることとしております。ただ、ほかの他の自治体におきましては連帯保証人を求めるというところもございまして、その場合には公営住宅との契約は未補償契約になりますので、その場合には極度額を設けて契約するよという民法の改正の方になっております。本市については、求めることはしないとしておりますので。

#### ○桜田委員

次に、20条の関係なんですけれども、条文が改正をされますけれども、この中で、例えば畳の表替えとか破損ガラスの取り換え等、そういうものが現在の条例の中に載っておりますけれども、これら具体的に載っているんですけども、この新しい改正ではそれらを削除をして規則の中で決めていくんだと、そういう内容だと思うんですが、私というのは条例の中にこういう括弧書きが入っていればわかりやすいと思うんですけども、これはなぜ変える必要があるのでしょうか。

#### ○柿沼都市計画課長

条例の中では、大まかな方向性というものを求めるような形で条例の方を作らせていただき

まして、細かな詳細につきましては、規則の方で条文化してわかりやすくするような形を取らせていただきました。

#### ○桜田委員

一般の市民の場合、条例そのものを読むというのも大変難しいし、それを今度規則となるとなおさら目がいけないと、こういう状況があらうかと思うんですね、私の経験からしても。そういう意味では、現行の方がわかりやすいなと思うんですけども、それ以外にじゃあ規則の中で具体的にどういう内容を盛り込もうとしているのか、決まっていればお伺いしたいと思います。

#### ○柿沼都市計画課長

先ほども、どのような費用負担区分になるかということで、畳とかふすま等というような回答をさせていただきましたけれども、通常、その入居されている方が通常住んでいた場合に損耗していく分ということで、今、ちょっとその点はどういうふうにするかというのは検討中でもございますけれども、その規則とかでわかりづらいという点につきましては、市営住宅のご案内とかしおりとかございますので、その中で退去時につきましてはこういうもののお支払いの方をお願いしますという形で周知してまいりたいとは思っています。

#### ○桜田委員

疑問点については、この前の議案の質疑の中で小高委員が質問をして大体把握しているんですけども、そういう意味でダブらないように質問したいと思うんですが、次に、第41条の3項についてお伺いいたします。

この中で、現行の中では年5パーセントの割合というのを入っておりますけれども、これを今度法定利率に置きかえると、こういう内容になっております。法定利率というのは、これはさまざまなものがあると思うんですよ。例えば、商取引においては6パーセントの場合もあるし、基本的には法定利率という一般的なには5パーセント、こういうことになりますけれども、この中身はやっぱり5パーセントでよろしいんですか。

#### ○柿沼都市計画課長

法定利率につきましては、現行の5パーセントから3パーセントに引き下げたというふうに理解しておりまして、それにつきましては市中の金利動向にあわせて変動する制度を導入するというので、法定金利という文言を使わせていただきました。

#### ○桜田委員

今、3パーセントから5パーセントの幅があると、こういうことでよろしいんですか。

#### ○柿沼都市計画課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

#### ○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第11号、八街市営住宅管理条例の1部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

#### ○角委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は、款ごとに審査することに決定しました。

歳出4款衛生費の内1項6目及び2項について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いします。

#### ○櫻井環境課長

それでは、補正予算書の32ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費6目公害対策費についてご説明いたします。

補正前の額に57万6千円を減額し、4千752万1千円とするものです。

説明欄にてご説明いたします。不法投棄監視対策費9万3千円の減額につきましては、13節委託料で産業廃棄物不法投棄監視業務で、額の確定による執行残の減額でございます。

次に、公害対策諸費27万3千円の減額につきましては、13節委託料で、自動車騒音常時監視業務で額の確定による執行残の減額でございます。

次に、住宅用太陽光発電設備導入推進事業費21万円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、住宅用太陽光発電システム設置補助金で、県からの交付決定額が確定されたことによる3基分の減額でございます。

#### ○土屋クリーン推進課長

それでは、4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費補正につきまして説明いたします。

補正予算書33ページをごらんください。

補正前の額1億755万4千円から150万円を減額し、補正後の額を1億605万4千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。清掃総務費150万円の減額は、委託料循環型社会形成推進地域

計画策定に係る契約差金でございます。

以上で、4款衛生費の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出5款農林水産業費について、提案者の説明を求めます。

#### ○相川農政課長

補正予算書、33、34ページをごらんください。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費についてご説明いたします。

補正前の額に7千円を増額し、補正後の額を22億7千834万3千円にしようとするものです。

説明欄の各事業費ごとにご説明いたします。

初めに、森林機能対策事業費238万円の減額は、溝ぐされ病などの被害木の伐採等による森林機能の再生を図る事業を予定しておりましたが、昨年の台風により事業実施主体である千葉県森林組合が災害復旧を優先して行っているため、本事業が中止となり減額をするものです。

次に、森林環境整備基金費337万5千円の増額は、国から交付される森林環境譲与税を後年に活用するため、基金に積立するものでございます。

次に、北総中央用水土地改良事業推進費70万4千円の減額は、北総東部用水共用施設維持管理負担金で、これは北総東部用水と共用利用している施設の維持管理経費の事業費確定に伴う減額でございます。

次に、農地中間管理事業費154万9千円の減額は、機構集積協力交付金で、これは一定の要件を満たし、農地中間管理機構に農地を貸した方へ支払われる協力交付金ですが、本年度は該当者がいなかったため減額をするものです。

次に、印旛沼土地改良区事業推進費126万5千円の増額は、根古谷地先排水路補修工事負担金で、これは昨年の台風に伴う大雨の影響により根古谷地先の弥富川のコンクリート護岸が崩落したため、印旛沼土地改良区が事業主体となり補修工事をするもので、その工事に係る経費の負担金を増額するものでございます。

以上で、5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○山田委員

それでは、33、34ページ、森林機能対策事業費19節負担金補助金及び交付金についてお聞きいたします。



こちら、サンプスギ林再生・資源循環促進事業補助金の減額なんですけれども、先ほど、台風の影響ということがありました、こちら一般質問でも話は出ているんですけども、改めてこの台風の影響についてお聞きいたします。

**○相川農政課長**

昨年9月の台風15号、こちらで市内多くの山林被害が発生しましたが、中でも道路沿いの山林において383カ所の倒木があり、通行止め及び停電などの被害を引き起こした大きな要因になっているということでございます。

**○山田委員**

それだけ大きな被害があったわけなんですけれども、この促進事業補助金自体の目的というのは、本来ではどういう目的になっていますでしょうか。

**○相川農政課長**

この補助金につきましては、溝ぐされ病などによるサンプスギが被害を受けた森林、その森林整備にあたるための補助事業となっております、千葉県森林組合が事業主体となつてその辺一帯の整備を行う補助金となっております。

**○山田委員**

それでは最後に、こちら総務常任委員会であつたとお聞きしたんですが、組合の方が撤退するということであつたんですけども、こちらの事業について今後どのような見通しになるのかお聞きいたします。

**○相川農政課長**

今後につきましては、重要インフラ施設周辺の森林整備について、千葉県及び事業主体であります千葉県森林組合と連携を図りながら、本市の現状と課題に即した森林整備等を行ってまいりたいと考えております。

**○角委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○桜田委員**

33ページから34ページ、今、質問ありましたけれども、いわゆるサンプスギの問題ですね。これは県議会でも大分問題になりましたけれども、現在、サンプスギ、本当に健康なサンプスギというのはわずか5パーセントであろうと、こういうふうに推測をされています。本当に今、こんな大木の杉でも中の何という病気ですか、病気が入っちゃって簡単に台風が来ると折れてしまうと、こういう状況で昨年の台風でも大変被害が出たわけですが、この辺について、今後どのように、今、その後の整備基金の関係もありますけれども、やっぴいこうしているのか、その辺について考えがあればお伺いしたいと思います。

**○相川農政課長**

昨年の台風でかなり停電とか通行止めとかあつたということで、今、重要インフラ施設周辺、電線とかそういった周辺の森林整備につきまして、県とちょっと協議を行つて、来年度、できればそういったところの整備を行つてまいりたいと考えております。

## ○角委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

## ○中込道路河川課長

続きまして、補正予算書の35ページをお願いします。

7款土木費2項道路橋りょう費についてご説明いたします。

1目道路橋りょう総務費は、補正前の額に157万1千円を増額し、補正後の額を1億6千32万7千円とするものでございます。大池排水区整備事業一般会計負担金157万1千円の増額につきましては、公共下水道雨水整備事業で行います大池調整池上流池築造工事の道路管理者負担金で、本体工事の増額に伴い増額補正するものでございます。

続きまして、2目道路維持費は予算額の増減はございませんが、災害等発生時応急対応業務が起債対象となることに伴い充当財源の組みかえを行うものでございます。

続いて、3目道路新設改良費につきましても予算額の増減はございませんが、社会資本整備総合交付金の減額に伴い充当財源の組みかえを行うものでございます。

## ○柿沼都市計画課長

続きまして、4項都市計画費についてご説明いたします。

引き続き補正予算書の35ページをごらんください。

初めに、1目都市計画総務費につきましては、事業費の補正はございませんが当初予算よりも16款県支出金の権限移譲事務交付金の額が19万円増額され交付されたことにより、財源内訳について19万円を一般財源から国県支出金に財源組替をしようとするものでございます。

## ○和田都市整備課長

続いて、2目街路事業費についてご説明いたします。

補正前の額から250万円を減額補正し、補正後の額を4千465万円にしようとするものです。

財源内訳につきましては、16款県支出金の県道路事業用地事務委託金を歳入したことにより、126万6千円を一般財源から国県支出金に財源組替し、376万6千円を一般財源から減額するものです。

内容につきまして、説明欄によりご説明いたします。都市計画道路343号八街神門線整備事業費250万円の減額につきましては、本事業は千葉県事業として実施されますが、本年度実施する予備設計や登記簿調査等につきましては道路事業として千葉県が実施し、来年度行う詳細設計や用地測量から街路事業として市負担金を計上していくことになりましたので、

本年度の八街市の負担金額を減額補正するものです。

続きまして、3目公共下水道費についてご説明いたします。

補正前の額から909万6千円を減額し、補正後の額を2億8千128万7千円にしようとするものです。

説明欄によりご説明いたします。下水道事業特別会計繰出金につきましては、全額28節繰出金909万6千円の減額であり、主に流域下水道維持管理負担金が確定したことにより下水道事業特別会計への一般会計繰出金を減額補正するものです。

#### ○柿沼都市計画課長

続きまして、5項住宅費についてご説明いたします。

引き続き、補正予算書の36ページをごらんください。

1目住宅管理費につきましては、事業費の補正はございませんが、当初予算よりも15款国庫支出金の都市計画費補助金の額が134万6千円減額され交付決定されたことから、財源内訳について134万6千円を国庫支出金から一般財源に財源組替しようとするものでございます。

以上で、7款土木費についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出10款災害復旧費の内2項について、提案者の説明を求めます。

#### ○土屋クリーン推進課長

それでは、10款災害復旧費2項厚生労働施設災害復旧費2目衛生施設災害復旧費につきまして説明いたします。

補正予算書39ページをごらんください。

2目衛生施設災害復旧費につきまして、財源内訳を組替補正しようとするものです。事業内容はクリーンセンターフェンス復旧改修工事で、110万円を一般財源から単独災害復旧事業債に充当しようとするものです。

以上で、10款災害復旧費の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表繰越明許費補正1追加の内7款土木費について、提案者の説明を求めます。説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

#### ○中込道路河川課長

補正予算書の7ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費補正1追加についてご説明いたします。

7款土木費2項道路橋りょう費道路境界確定費926万9千円は、道路台帳補正業務等で災害復旧作業を優先したこと等により年度内に完了しないことを見込まれることから繰越措置をするものでございます。

維持修繕事業費4千212万7千円は、災害等発生時応急対応業務で道路や水路等の災害被害については、八街市建設業災害対策協力会による早急な復旧作業を実施しているところですが、年度内に完了しない業務も見込まれることから繰越の措置をするものでございます。

道路整備事業費1億4千769万9千円は、中央グラウンド改修に伴う道路設計業務及び市道204号線舗装改良工事等5件分で、設計業務は公安委員会等との協議に不測の日数が見込まれること、また、舗装改良工事等は災害復旧工事を優先したことにより事業が年度内に完了しないことから繰越の措置を行うものです。

続きまして、道路排水施設整備事業費3千760万9千円は、市道文違7号線道路排水整備工事等4件分で、災害復旧工事を優先したことにより事業が年度内に完了しないことから繰越の措置を行うものでございます。

続きまして、流末排水施設整備事業費4千395万7千円は、上砂地区流末排水整備工事等2件分で、これも災害復旧工事を優先したことから繰越の措置を行うものでございます。

#### ○柿沼都市計画課長

同じく、7款土木費4項都市計画費被災住宅修繕緊急支援事業費4億9千600万円は、令和元年台風15号、台風19号及び10月25日の大雨による被害を受けた方々に対しまして、補助事業を実施しているところですが、年度内に事業が完了しないことから繰越の措置をするものでございます。

以上で、7款土木費についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第4表債務負担行為補正1追加の内(128)について、提案者の説明を求めます。

#### ○相川農政課長

第4表債務負担行為補正につきましてご説明いたします。

補正予算書9ページをごらんください。

債務負担行為補正追加の内（128）弥富川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金につきましては、期間を令和元年度から令和5年度まで、限度額を2千673万4千円に設定するものでございます。

これは、本市、勢田川及び大谷流川の下流にあたる弥富川の排水機能保全のための千葉県が事業主体となり行う土地改良事業で、事業費に係る本市負担金です。本事業は令和5年度まで継続し工事を予定していることから債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○角委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○角委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○角委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第12号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

**○角委員長**

起立全員です。議案第12号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第25号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会に付託分についてを議題とします。

お諮りします。審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○角委員長**

ご異議なしと認めます。審査の方法は、款ごとに審査することに決定しました。

歳出5款農林水産業費について、提案者の説明を求めます。

**○相川農政課長**

補正予算書12、13ページをごらんください。

初めに、1つ訂正をお願いします。5款農林水産業費の19節負担金補助及び交付金の金額欄にマイナスが抜けておりましたので、訂正をお願いいたします。

それでは、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費についてご説明いたします。

補正前の額から17億5千222万円を減額し、補正後の額を5億2千612万3千円にしようとするものです。

これは、全額被災農業施設等復旧支援事業費で、台風15号等により被害を受けたパイプハウスなどの農業施設の復旧及び補強に対する補助金として12月に予算の補正をしたところでございます。現在、補助金の交付に向け、県の妥当性協議や並行して農家の方からの交付申請などの事務を進めているところでございますが、一連の台風による被害が千葉県の大範囲に及んでいることからパイプハウスの修繕や再建、また、事務手続において現状本年度で全ての手続を終わらせることが不可能であることが明らかになったため、本年度予算を減額するものです。今回の減額分につきましては、令和2年度事業として行うことができるよう、現在、令和2年度予算として補正計上することを予定しております。

以上で5款農林水産業費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出7款土木費について、提案者の説明を求めます。

#### ○中込道路河川課長

補正予算書13ページをお願いします。

続きまして、7款土木費2項道路橋りょう費についてご説明いたします。

3目道路新設改良費は補正前の額に1億5千万円を増額し、補正後の額を4億4千223万7千円とするものでございます。道路整備事業費1億5千万円を増額につきましては、社会資本整備総合交付金の追加補正分が急遽交付内示があったことから、その事業費分を増額補正するものでございます。事業内容といたしましては、道路舗装改良工事分であり、急遽内定があったことから来年度当初予算での交付金予定箇所の一部前倒しなどを含めまして検討しているところでございます。

以上で、7款土木費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表繰越明許費補正2変更の内5款農林水産業費7款土木費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順をお願いします。

#### ○相川農政課長

補正予算書4ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正の内、変更につきましてご説明いたします。

5款農林水産業費1項農業費 被災農業施設等復旧支援事業費につきましては、先ほど歳出

5 款でご説明したところですが、被災農業施設等復旧支援事業費を修繕や再建、また、事務  
手続において、本年度で全ての手続を終わらせることが不可能であることが明らかになり減  
額するため、繰越明許費につきましても同様に減額をするものでございます。

#### ○中込道路河川課長

続いて、7 款土木費 2 項道路橋りょう費は、道路整備事業費の繰越明許費に 1 億 5 千万円を  
追加するものでございます。これは先ほど補正予算計上しております道路整備事業費につ  
きまして、社会資本整備総合交付金の追加補正分で、実質、その事業の実施が次年度となる  
ことから繰越の措置を行うものでございます。

以上で第 2 表繰越明許費補正 2 変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお  
願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○角委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第 25 号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを  
採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

#### ○角委員長

起立全員です。議案第 25 号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。議案第 16 号、議案第 17 号、議案第 22 号、議案第 23 号  
に関係する職員以外は退席して結構です。

議案第 16 号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。提  
案者の説明を求めます。

#### ○中村下水道課長

それでは、議案第 16 号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算第 3 号につ  
きましてご説明いたします。

予算書の 1 ページをごらん願います。

第 1 条におきましては、既定の予算から歳入歳出それぞれ 9 億 1 千 2 万 5 千を減額し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5 千 7 万 9 千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額につきましては、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

第2条におきましては、4ページの第2表繰越明許費によるものとしております。

第3条に置かしましては、5ページの第3表地方債補正によるものとしております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

10ページをごらん願います。

初めに、歳入についてですが、4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金を補正前の額から909万6千円減額し、補正後の予算額を2億8千128万7千円にしようとするものでございます。これは、主に流域下水道維持管理負担金が確定したことに伴う減額分について一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

6款諸収入につきましては、2項雑入1目雑入を補正前の額に157万1千円増額し、補正後の予算額を1千866万5千円にしようとするものでございます。これは、大池調整池整備事業費の増額に伴う一般会計負担金の増額補正でございます。

7款市債につきましては、1項市債1目下水道事業債を補正前の額から160万円減額し、補正後の予算額を1億4千520万円にしようとするものです。これは償還元金の確定により下水道事業資本費平準化債を減額するものでございます。

続いて、11ページ、歳出についてでございますけれども、1款下水道事業費1項総務管理費2目下水道汚水管理費につきましては、補正前の額から912万5千円減額し、補正後の予算額を2億1千671万9千円にしようとするものでございます。これは流域下水道維持管理負担金が確定したことに伴う減額補正でございます。

次に、2項下水道建設費3目下水道雨水建設費につきましては、事業費の確定による財源の組みかえでございます。

次に、2款公債費1項公債費につきましては、事業費の確定による財源の組みかえでございます。

4ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費をごらん願います。

1款下水道事業費1項下水道建設費の内公共下水道汚水整備事業費850万円につきましては、八街バイパス予定地大木地先の先行埋設工事の施工にあたって支障となる水道管の移設がおくれており年度内の完了が見込めないため、あらかじめ明許繰越をしようとするものでございます。

続きまして5ページ、第3表地方債補正をごらん願います。

下水道事業資本費平準化債につきましては、算定基準となる償還元金の確定により限度額を160万円減額し、3千650万円に変更しようとするものでございます。

以上をもちまして、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇角委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第16号、令和元年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○角委員長**

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

**○海保水道課長**

それでは、議案第17号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算第3号についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出ですが支出第1款水道事業費用につきましては、既決予定額に2万8千円を増額し、10億6千215万6千円としようとするものです。

内訳ですが、5ページの実施計画書をごらんください。

令和元年度八街市水道事業会計補正予算実施計画書の収益的収入及び支出ですが、支出第1款水道事業費用第1項営業費用第2目排水及び給水費を18万8千円増額するもので、これは賞与引当金繰入額の増額によるものです。

次に、第4目総係費を4万円増額するもので、こちらも賞与引当金繰入額の増額によるものです。

1ページにお戻りください。

第3条資本的収入及び支出ですが、支出第1款資本的支出につきましては、既決予定額に10万3千円を減額し、3億3千437万1千円としようとするものです。

内訳ですが、6ページの資本的収入及び支出をごらんください。支出第1款資本的支出第1項建設改良費第2目施設費を10万3千円減額するもので、これは賞与引当金繰入額の減額によるものです。

2ページにお戻りください。

第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは予算第9条中に定めた職員給与費の既決予定額に12万5千円を増額し、7千939万4千円としようとする

るものです。

以上で議案第17号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算第3号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

**○角委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第17号、令和元年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○角委員長**

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

会議中にはありますが、ここで15分間休憩いたします。再開後は、議案第22号、議案第23号の審査を行います。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

**○角委員長**

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第22号、令和2年度八街市下水道事業会計予算についてを議題とします。提案者の説明を求めます。

**○中村下水道課長**

議案第22号、令和2年度八街市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和2年度八街市下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量でございますが、処理区域内人口を1万9千621人、年間有収水量を168万7千30立方メートルと見込むものです。また、主な建設改良事業といたしまして、雨水整備事業4千200万円、汚水整備事業9千506万8千円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出ですが、予算書の5ページ、令和2年度八街市下水道事業会計予算実施計画書をごらんください。

初めに、収入1款下水道事業収益は、7億9千148万7千円を見込んでおります。

その内訳ですが、1項営業収益2億5千974万1千円は、主なものとして、1目下水道使用料2億4千253万2千円、2目他会計負担金207万9千円は、大池調整池の維持管理に係る道路管理者からの負担金、3目補助金1千500万円は、老朽化したマンホール蓋の交換に対する社会資本整備総合交付金などでございます。

次に、2項営業外収益5億3千174万6千円は、主なものとして、1目他会計補助金2億4千959万2千円は、雨水及び分入式下水道等に要する経費ほかに係る一般会計補助金、2項長期前受金戻入2億8千212万5千円は、収益的支出に対する過去に償却資産を取得した際の国庫補助金などの資源を収益化したものを計上、及び、その他老朽化マンホール蓋の交換について企業債2千120万円を借り入れることとしております。

続きまして、支出1款下水道事業費用は、7億7千493万3千円を予定しております。

その内訳ですが、1項営業費用7億158万円の計上で、1目雨水管渠費950万1千円は、大池調整池維持管理業務委託料等費用、2目污水管渠費5千438万2千円は、マンホールポンプ等污水施設維持管理業務委託料、施設の光熱水費及び下水道台帳システム委託料等費用、3目総係費8千247万1千円は損益勘定職員の人件費等経費、4目流域下水道維持管理負担金は1億2千114万6千円を計上、5目減価償却費4億3千408万円は有形固定資産の減価償却費でございます。

次に、2項営業外費用5千453万8千円は、主なものとして、1目支払利息及び企業債取扱諸費5千452万7千円で企業債の利息でございます。

次に、3項特別損失1千781万5千円は、消費税及び地方消費税納付見込額のほか、公営企業会計適用年度の措置として、損益勘定職員の期末勤勉手当などの引当金に相当する額を計上するものでございます。

次に、4項予備費100万円は、不測の事態に対応するためのもので、前年度と同額を計上しております。

続いて、6ページをごらんください。

第4条資本的収入及び支出ですが、初めに、収入1款資本的収入は、2億389万1千円を見込んでおります。

その内訳ですが、1項企業債1億1千830万円は、1目建設企業債は公共下水道事業債等の企業債でございます。

次に、2項他会計補助金3千277万5千円は企業債の償還に要する経費に対する一般会計からの補助金でございます。

次に、3項補助金3千500万円は、大池調整池整備及び污水枝線整備工事に係る社会資本整備総合交付金を見込んでおります。

次に、4項負担金1千781万6千円は1目受益者負担金311万6千円で、下水道事業受益者負担金2目工事負担金1千470万円は、大池調整池整備事業に係る道路管理者からの工事負担金でございます。

続きまして、支出1款資本的支出は4億4千893万2千円を見込んでおります。その内訳

ですが、1項建設改良費1億4千991万1千円は、主なものとして、1目下水道管渠建設改良費4千200万円は大池調整池整備工事に係る費用、2目污水管渠建設改良費9千506万8千円は資本勘定職員の給与手当等人件費、ストックマネジメント実施計画策定業務委託料、八街バイパス及び榎戸地先の污水整備工事等に係る費用、3目流域下水道建設負担金1千284万3千円でございます。

次に、2項企業債償還金2億9千902万1千円は、1目企業債元金償還金2億7千566万6千円は、建設企業債元金の償還金、2目その他の企業債元金償還金2千335万5千円は、公営企業会計適用債等でございます。

下水道事業会計予算書の1ページにお戻りください。

中段の第4条の括弧書きについてですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4千504万1千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額668万5千円、当年度分損益勘定留保資金2億232万8千円、当年度利益余剰金処分数3千602万8千円で補填することとしております。

続いて2ページにまいりまして、第4条の2特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により令和2年度に属する債権と債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ4千45万6千円及び3千838万6千円とするものでございます。

次に、第5条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和2年度に実施予定の公共下水道事業などについて起こす企業債について定めるものでございます。

次に、第6条一時借入金ですが、これは年度途中において収入時期により一時的な資金不足があった場合、それを補う短期的な借り入れの限度額を1億円と定めるものでございます。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものでございます。

次に、第8条議会の議会を経なければ流用することができない経費ですが、これにつきましては職員の給与費9千14万9千円を定めるものでございます。

次に、第9条他会計からの補助金ですが、これは下水道事業運営のため、一般会計から補助金として受け入れる額を2億8千236万7千円と定めるものでございます。

次に、第10条利益余剰金の処分ですが、これは当年度利益余剰金のうち3千602万8千円は、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額の補填に処分するものでございます。

次に、第11条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を63万円と定めるものでございます。

なお、八街市下水道事業会計予算に関する説明資料として7ページ以降に八街市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市下水道事業会計予定貸借対照表、八街市下水道事業会計予定開始貸借対照表、重要な会計方針などの注記を掲載しておりますので、ご参照お願いいたします。

以上をもちまして令和2年度八街市下水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**○角委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

**○小澤委員**

確認をさせてください。先ほど議案第16号で補正予算の中で、繰越明許費のバイパスの工事がということで着手できなかったということでありましたが、この来年度予算の中でのこのあたりに含まれているのか。この項目の中でどこか出てきている場所はあるのでしょうか。

**○中村下水道課長**

先ほどの議案第16号の補正予算の方ですね。明許繰越をして事業を継続してございますので、新年度予算の方には入っておりません。令和元年度の予算の中がそのまま継続になっております。

**○角委員長**

ほかに質疑はありませんか。

**○桜田委員**

第2条の業務予定量の関係なんですが、各域の処理区域内の人口、これは前年度は幾らだったかわかりますか。

**○中村下水道課長**

令和元年度の処理区域内人口といたしましては、1万9千534人でございました。

**○桜田委員**

人口が減る一方で、またその中で新しいうちも建っていると、そういう状況ですけれども、これがこの数字というのは下水道普及率に換算すると何パーセントになりますか。

**○中村下水道課長**

これはあくまでも想定でございまして、それに対してまた想定を入れているものですから、正確な数字ではございませんが、これをそのまま計算すると0.1パーセントということになろうかと思えます。

**○桜田委員**

ちょっと余談になっちゃいますけれども、この処理区域内の人口というのは、例えば水道事業の場合は世帯主で表現をしますよね、水道事業の場合は。下水道事業の場合は人数なんですけれども、これは何かどういう関係でこういうふうになるのか、ちょっとわかれば。

**○中村下水道課長**

これもあくまでも人数を数えているわけではございませんで、今までのその面積に対して何人くらいおったのかという係数と申しましょうか、それに対して今回予定という、これも想定の人でございすけれども、これは令和2年度に整備を予定している区域、それを現実的には計画の段階で、このくらいでというふうに面積を割り振ってあるというものなんです。

その延長に対する割り振りの面積にその係数をかけるともしかするとそこまで人口がないかもしれませんが、想定の前定人口としてはその係数をかけて何人増というような形の想定ということで計画されております。

#### ○桜田委員

(3)の中の雨水整備事業4千200万円が予定されていますけれども、これ、先ほど道路負担金という話がありましたけれども、もっと詳しくお願いできないですか。

#### ○中村下水道課長

今回、令和2年度に雨水整備事業として計上させていただいているものとしたしましては、大池調整池の整備事業ということになります。ここで道路管理者からの負担金ということでございますけれども、これに関しましては、本来、公共下水道の雨水というものは公共下水道の事業計画区域内に整備するものなわけなんですけれども、これが今の計画でいきますと用途地域内というような形であったり、それよりも大きく計画立てているのが全体計画区域というのがあるんですが、その区域外に本来であれば公共下水道として雨水整備をして調整池を作成、築造してその流末である河川なりもしくは流末排水なりに接続するというのが本来の形なんでございますが、八街市で旧建設省から事業認可を受けた際に大池排水区というところを一番優先的に整備がスタートしておりますが、この面積の取り方が下水道の区域を越えた道路河川部局と申しましょうか、そちらの区域も流入が可能なような形で大池調整池を築造しております。第3幹線についても将来流入というものを計画した上で、そういったものを見込んで計画しておるわけなんです。その際に、今、下水道の区域からだけの雨水が流入するわけではなく、下水道の区域外の雨水も流入するというので、これは流量按分で費用アロケ、下水道部局と道路管理者部局で費用按分してございまして、その大池調整池に係る整備の事業といたしましては、道路部局が35パーセントの費用按分があるということで、令和2年度で計画している雨水事業費の35パーセントにあたる部分に関して一般会計からの負担金ということでいただいております。

#### ○桜田委員

次に、3条の中の第3項特別損失が計上されておりますけれども、これは下水道の経営活動とは直接関わりがない要因で発生した臨時的な損失とこのように受けとめますけれども、具体的にはどういうことを想定されていますか。

#### ○中村下水道課長

今回、新しく特別会計から公営企業に移行するというので、一旦、会計というかお金が打切決算ということになります。本来、一般会計もしくは特別会計であれば出納閉鎖ということで5月くらいまでその費用の支払いとかが発生しても年度内ということで処理されると思うんですが、今回、ここで3月末で打切決算ということで、一旦、切る形で移行していくことから、その前年度、令和元年度にかかっていた経費が4月なり5月なりに払わなければいけないという部分というのを損失計上せよというガイドラインがございまして、その部分の、例えば、消費税とかあるいは職員の給与というか賞与、6月の賞与に関しましては12

月2日から5月までの賞与が入ったりするわけですが、それは一旦3月できられてしま  
いますので、その分を翌年度の令和2年度としては改めて入ってこないわけなんで、損失と  
して計上しておきながら支払っていくというような形のために、その特別損失というのが今  
回発生しております、令和3年度予算編成の段階ではそういったものは今度なくなってく  
るということでございます。

**○角委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第22号、令和2年度八街市下水道事業会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○角委員長**

起立全員です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、令和2年度八街市水道事業会計予算についてを議題とします。提案者の説明  
を求めます。

**○海保水道課長**

それでは、議案第23号、令和2年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和2年度八街市水道事業会計予算書をご参照ください。1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、給水件数を1万5千13戸、年間総排水量を361万  
518立方メートル、1日平均配水量9千892立方メートルと見込むものです。また、主  
な建設改良工事といたしまして、排水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と第4条資本的収入及び支出ですが、予算書の4ページ、  
5ページの令和2年度八街市水道事業会計予算実施計画書をごらんください。

初めに、収入第1款水道事業収益12億1千572万4千円で、前年度と比較しますと1千  
226万5千円、1パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項営業収益は8億713万円で、前年度と比較しますと1千229万  
6千円、1.5パーセントの減となっており、その主なものは、第1目給水収益です。

次に、第2項営業外収益は4億859万4千円で、前年度と比較しますと3万1千円の増と  
なっており、その主なものは、第2目他会計補助金及び第3目補助金です。

次に、支出第1款水道事業費用10億6千831万9千円で、前年度と比較しますと705

万9千円、0.7パーセントの増となっております。

この内訳ですが、第1項営業費用は10億1千7万1千円で、前年度と比較しますと1千5万7千円、1パーセントの増となっており、その主なものは、第1目原水及び浄水費、第2目配水及び給水費、第4目総係費、第5目減価償却費です。

次に、第2項営業外費用は5千724万8千円で、前年度と比較しますと299万8千円、5パーセントの減となっており、その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費です。次に、第3項予備費は100万円で、前年度と同額を計上するものです。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入第1款資本的収入8千231万7千円で、前年度と比較しますと989万9千円、10.7パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項企業債6千140万円で、前年度と比較しますと1千520万円、32.9パーセントの増となっております。これは管路近代化事業に係る企業債です。

次に、第2項出資金483万6千円で、前年度と比較しますと194万1千円、67パーセントの増となっております。これは管路耐震化事業に伴う一般会計からの出資金です。

次に、第3項工事負担金1千608万1千円で、前年度と比較しますと2千704万円、62.7パーセントの減となっております。これは消火栓設置工事並びに配水管敷設工事に伴う一般会計からの負担金です。

続きまして、支出第1款資本的支出3億1千659万8千円で、前年度と比較しますと、1千875万6千円で5.6パーセントの減となっております。

この内訳ですが、第1項建設改良費は1億2千185万2千円で、前年度と比較しますと、1千704万9千円、12.3パーセントの減となっており、その主なものは、第2目施設費です。

次に、第2項企業債償還金は1億9千444万6千円で、前年度と比較しますと、170万7千円、0.9パーセントの減となっております。これは企業債元金の償還金です。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額728万5千円、過年度分損益勘定留保資金8千63万8千円、当年度分損益勘定留保資金635万8千円及び減災積立金1億4千万円等で補填するものです。

予算書の2ページをお開きください。

第5条債務負担行為ですが、公営企業会計システム賃貸借及び保守業務について、その期間を令和3年度から令和7年度まで、限度額を1千970万8千円に定めるものです。

第6条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、令和2年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について定めるものです。

第7条一時借入金ですが、これは一時借入金の限度額を1億5千万円と定めるものです。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは流用することができる場合を営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものです。



第9条議会の議決を経なければ流用できない経費ですが、これは職員の給与費8千5万2千4千円を議会の議決を経なければ流用することができない経費と定めるものです。

第10条他会計からの補助金ですが、これは営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく児童手当に要する経費の補助金として受け入れる額を1億6千8万1千2千円と定めるものです。

第11条たな卸資産購入限度額ですが、これはたな卸資産の購入限度額を1千8万5千2千2千円と定めるものです。

なお、八街市水道事業会計予算に関する説明資料として、6ページ以降、八街市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書が掲載されておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第23号、令和2年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

#### ○角委員長

以上で説明がございましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○小澤委員

幾つか質問させてください。

主な建設改良工事の中で先般も配水管の漏水があって、緊急的な工事をしたところではありますが、その給水管の老朽化が進んでいる中で、来年度、この配水管の更新工事はどのくらいを予定をされているのか、お願いします。

#### ○海保水道課長

来年度は、現在3本を予定しておりまして、場所としましては、文違区、八街二区、稲荷丘地先と清水沖地先の3カ所を予定しております。

#### ○小澤委員

距離は。

#### ○海保水道課長

文違区は235メートル、稲荷丘地先については87メートル、清水沖地先については227メートルを予定しております。

#### ○角委員長

質疑はありませんか。

#### ○桜田委員

同じところなんですけど、この建設債の中で実施計画書、いわゆる施設費で1億2千万、この中には人件費とか備品の購入とかいろいろありますけれども、この施設改良費、上水道更新工事に関わる予算は幾らになっていますか。

#### ○海保水道課長

施設改良費の中の8千10万3千7千円となっております。

#### ○桜田委員

布設工事費の方はどうなっていますか。上水道の布設工事費。

**○海保水道課長**

資本的支出の中の施設改良費でよろしいですか。施設改良費の中で最初に8千103万7千円というのが更新工事費になりまして、もう1本が児童館の建設に伴う布設工事として1千463万円となっております。

**○桜田委員**

管の更新、これはよく前は1キロメートル当たり1億円、こういう話ありましたけれども、1キロメートルには満たないということは、ほかにも8千100万円ぐらいということなんですけれども、この工事後、残っている管はあと何キロメートルぐらいあるかわかりますか。

**○海保水道課長**

石綿管の配水管で約43キロメートルとなっております。

**○角委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○角委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第23号、令和2年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○角委員長**

起立全員です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

委員の皆様申し上げます。この後、経済建設常任委員会協議会を開催しますので、第2会議室にお集まりください。

経済建設常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時41分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会経済建設常任委員長

八街市議会経済建設常任委員

八街市議会経済建設常任委員